

財産の取得について（中学校給食消耗品）

下記のとおり財産の取得をするため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

富田林市長 吉村 善美

記

- 1 取得する財産 中学校給食消耗品
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 取得価格 4,696万1,970円
- 4 契約の相手方 大阪府大阪市東淀川区豊里七丁目6番13号
株式会社 アイホー 大阪支店
支店長 松石 康之